

笠間市建築規制一覽表

用途 地域	規制 適用	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	斜線規制						絶対高さ制限 (m)	外壁後退距離 m	日影規制 ※日中8時間のうち				
				道路		隣地		北側				適用建築物	平均測定面 地盤高 (m)	日影時間		法56条 の二別 表第四 の種別
				適用 距離 m	勾配	立上り m	勾配	立上り m	勾配					5m { 10m	10m 超	
第一種 低層住居 専用地域	笠間 石井北部区画整理付近 笠間 駅北区画整理の一部 岩間 下郷の一部	100	50			制 限			10	0	地上3階 か 7m以上 以上	1.5	3h	2h	1種	
	その他の地区	80	40									1.5	3h	2h	1種	
第二種 低層住居 専用地域	笠間市全域	150	60			なし			10	0		1.5	3h	2h	1種	
第一種 中高層住居 専用地域	笠間市全域	200	60									4	4h	2.5h	2種	
第二種 中高層住居 専用地域	笠間市全域	200	60								10	4	4h	2.5h	2種	
第一種 住居地	笠間市全域	200	60								m	4	5h	3h	2種	
第二種 住居地	笠間市全域	200	60								超	4	5h	3h	2種	
準住居 地	笠間市全域	200	60					制		制		4	5h	3h	2種	
近隣 商業地	笠間地区 ※地区計画により	200	60						限	限		4	5h	3h	2種	
	友部地区	300	80	20	1.5	31	2.5									
	岩間地区	200	80													
商業 地	笠間市全域	400	80					な		な	規制なし					
準工業 地	笠間市全域	200	60						し	し	10 m 超	4	5h	3h	2種	
工業 地	笠間市全域	200	60													
工業 専用地	笠間市全域	200	60								制限なし					
無指定 地	笠間市全域	200	60													

※防火地域指定区域：指定なし
 ※準防火地域指定区域：笠間地区近隣商業地域
 ※建築基準法22条指定地域：笠間地区用途地域内全域(近隣商業地域の除く)